

仙南地域広域行政事務組合の 斎苑使用料改定（案）について

平成 30 年 8 月現在

1. 目的

現在、当組合火葬場の設置及び管理に関する条例では、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町（以下、「仙南 2 市 7 町」という。）内に住所を有する者については斎苑使用料を無料とし、仙南 2 市 7 町以外に住所を有する者については火葬区分ごとに使用料が定められているところである。

一方、全国の火葬場では、管内に住所を有する者についても受益者負担の観点から 86.5%の施設が使用料を徴収している。

そこで、当組合においても、受益者負担の観点から斎苑使用料について改定するものである。

2. 斎苑使用料改定（案）

（1）受益者負担の範囲

受益者負担の観点から斎苑使用料を徴収することにあたり、受益者負担の範囲を次の通りとする。

（現行）

住所区分	斎苑の管理運営に係る経費		
	燃料費及び 光熱水費	運営に係る 人件費	施設等の 維持管理費
仙南 2 市 7 町内に住所を有する者	公費（税金）で負担		
仙南 2 市 7 町以外に住 所を有する者	受益者負担		



（改定案）

住所区分	斎苑の管理運営に係る経費		
	燃料費及び 光熱水費	運営に係る 人件費	施設等の 維持管理費
仙南 2 市 7 町内に住所を有する者	受益者負担	公費（税金）で負担	
仙南 2 市 7 町以外に住 所を有する者	受益者負担		

(2) 斎苑使用料改定

斎苑使用料を改定するにあたっては、住所区分で受益者負担の範囲が異なることから、死体の火葬については、原則、死亡者の住所で住所区分を判断することとし、その他の死胎児等の火葬区分についても次の通りとする。

①仙南2市7町内に住所を有する者

火葬区分	現行	改定(案)
死体	<ul style="list-style-type: none"> 死亡時に仙南2市7町内に住所を有していた者 又は 仙南2市7町内に住所を有する申請者 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡時に仙南2市7町内に住所を有していた者 又は 住所地特例等対象者(※)
	15歳以上 : 無料 15歳未満 : 無料	15歳以上 : 10,000円 15歳未満 : 8,000円
死胎児	<ul style="list-style-type: none"> 仙南2市7町内に住所を有する死胎児の父又は母 	現行と同じ
	無料	7,000円
改葬	<ul style="list-style-type: none"> 仙南2市7町内に住所を有する申請者 	<ul style="list-style-type: none"> 仙南2市7町内のお墓等に埋葬されている遺体
	無料	5,000円
肢体のみ	<ul style="list-style-type: none"> 手術等により四肢の一部を失った時に仙南2市7町内に住所を有する者 	現行と同じ
	無料	5,000円
分べん汚物	<ul style="list-style-type: none"> 仙南2市7町内に住所を有する産婦 	現行と同じ
	無料	5,000円

※住所地特例等対象者

次の者を、住所地特例等対象者とする。

- i 死亡時に介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居していた者であって、仙南2市7町のいずれかの市町の介護保険被保険者であった者。
- ii 死亡時に障害者総合自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する特定施設入所障害者であって、仙南2市7町のいずれかの市町の介護給付費等の支給決定を受けていた者。

②仙南2市7町以外に住所を有する者

火葬区分	現行	改定（案）
死体	<ul style="list-style-type: none"> 死亡時に仙南2市7町以外に住所を有していた者であって、申請者も仙南2市7町以外に住所を有している者 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡時に仙南2市7町以外に住所を有していた者（ただし住所地特例等対象者は除く）
	15歳以上：20,000円 15歳未満：16,000円	15歳以上：40,000円 15歳未満：32,000円
死胎児	<ul style="list-style-type: none"> 仙南2市7町以外に住所を有する死胎児の父又は母 	現行と同じ
	14,000円	28,000円
改葬	<ul style="list-style-type: none"> 仙南2市7町以外に住所を有する申請者 	<ul style="list-style-type: none"> 仙南2市7町以外のお墓等に埋葬されている遺体
	10,000円	20,000円
肢体のみ	<ul style="list-style-type: none"> 手術等により四肢の一部を失った時に仙南2市7町以外に住所を有する者 	現行と同じ
	10,000円	20,000円
分べん汚物	<ul style="list-style-type: none"> 仙南2市7町以外に住所を有する産婦 	現行と同じ
	10,000円	20,000円

(3) 減免対象者

- ①生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者
- ②その他理事会が特に必要と認めた者

3. 斎苑使用料改定に係る今後のスケジュール

- 平成30年8月1日～8月31日：意見の募集
- 平成30年10月下旬：提出意見の検討結果の公表
- 平成30年12月下旬：関係条例改正（案）を組合議会に提案
- 平成31年4月1日：改定後の斎苑使用料を適用（予定）

斎苑使用料改定（案）に係る意見の提出方法

この斎苑使用料改定（案）について意見を提出するにあたっては、意見書に住所、氏名、改定（案）に対する意見を記載のうえ提出してください。

- 意見募集期間：平成30年8月1日（水）から8月31日（金）
- 意見書提出先：
 - ①意見書を持参する場合
 - ・受付場所：仙南地域広域行政事務組合業務課、各市町窓口
 - ・受付時間：上記期間の土日、祝日を除く8：30～17：15
 - ②郵送する場合
 - ・郵送先：〒989-1264 大河原町字新青川1番地の1
仙南地域広域行政事務組合 業務課 宛て
 - ・消印：平成30年8月31日消印のあるものまで有効
 - ③FAXの場合
 - ・送信先：0224-52-2660
仙南地域広域行政事務組合 業務課 宛て
 - ・受信時間：平成30年8月31日送信分まで有効
 - ④Eメールの場合
 - ・送信先：saien_pc3008@az9.or.jp
 - ・受信時間：平成30年8月31日送信分まで有効
- 結果の公表：皆さまからお寄せいただきましたご意見は、仙南地域広域行政事務組合の考え方と共に、後日、改定（案）の閲覧場所で公表する予定です。なお、個別の回答はしませんので、あらかじめご承知おきください。
- お問合せ先：仙南地域広域行政事務組合 業務課
TEL 0224-52-2870
FAX 0224-52-2660